

文書館だより

デジタル版
第43号

Archives News for Digital

徳島県立文書館

Tokushima Prefectural Archives



目次

巻頭コラム 勝浦郡役所の設置をめぐって (石尾和仁)	1
令和3年度歴史講演会概要 江戸時代の暮らしと感染症 (鈴木則子)	3
企画展より1 忘れられた小松新田高灯籠 (板東英雄)	5
企画展より2 痢疾流行下における医師の行動 (西本沙知子)	9
企画展より3 伝染病法令の整備と防疫 (仁木島昭)	13
公開史料紹介 山田家文書・高橋家文書・金塚(森)家文書・岸家文書	16
令和4年度の企画展と文書館の利用案内	18

小松島市安芸家資料

大正時代頃に絵はがきを作成するために撮影された、小松島の町中にあった料理屋千歳橋山福。着流しで踊っている男性や三味線を弾いている女性、こうもり傘をさしている女性や子供たちなど楽しげな1枚である。企画展「町場の古写真」は4月26日(火)から7月31日(日)までの予定で開催する。

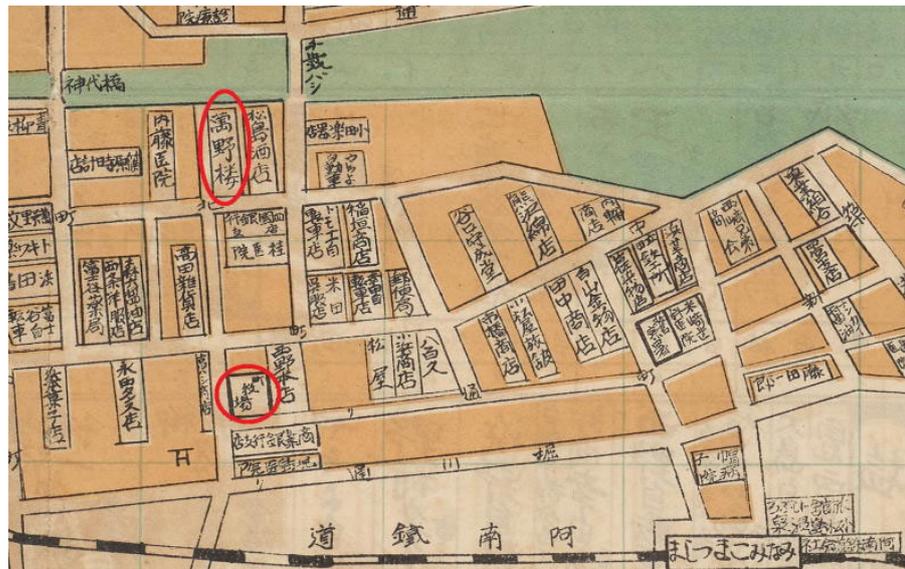
■巻頭コラム 勝浦郡役所の設置をめぐって

石尾 和仁

明治12（1879）年1月、郡区町村編制法によって郡制が敷かれることになった。この時、勝浦郡役所は名東郡寺島町（現在の徳島市）にあった名東郡役所に併設されることになった。また郡内を適宜13に分割して連合村役所を設置し、戸長らに事務を担わせた。例えば、大松・論田・大原・鶴岡新田村役所を論田庵に、渋野・本庄村役所を渋野村千蔵庵に、正木・傍示村役所を正木村金輪寺に、などといった具合である。

その後、明治22年になって町村制が実施されることになり、同24年に新たに郡役所が設けられることになった。同年4月1日に名東郡役所から分離独立した際には小松島村字北町萬野太平酒店を借り受けして庁舎に代用したが、翌年には新町初佐町に庁舎を新築している（『勝浦郡志』）。現在の小松島市松島町である。館蔵の

「大日本商工地図大鑑之内徳島県徳島市・小松島市街地図」（昭和7年発行）（イ7ム01916000）の該当部分を見ると、北町に「萬野楼」が見え、新町通りに「西野本店」に並んで「町役場」がある。ここが新設された勝浦郡役所にあたる。



昭和7年小松島市街図（部分）

名東郡役所から分離して勝浦郡役所が新たに設置されるに際して、瀬津村（現在の勝上町生実）から小松島に設置するのは郡の東端にあたり、あまりに不便であるから本庄村への設置を求める建議書が残されている（美馬家文書「建議書之儀ニ付上申」ミマ02568000、「郡役所位置之件ニ付建議」ミマ02801000）。これは、勝浦郡瀬津村の庄屋美馬家に伝来した文書であるが、明治期には美馬要治が瀬津村里長補、里長を務めている。その主張するところを後者から摘記すれば、①多家良村大字本庄村（現在の丈六町）は郡の中央部にあたること、②本庄村は交通の便がよく、生比奈以西の4ヶ村は陸運舟運ともに必ず本庄村を通ること、③本庄村は昔時より歴史を有し

ており、且つ明治5年5月以来7ヶ年間十大区ノ事務所が置かれていたこと、④小松島は「勝浦全郡ノ都会ト云フニ足ラズ」、勝浦郡の物産はすべて徳島に運ばれており、「小松島に輸入スルモノナシ」というのである。

前者の建議書はこの主張を受けて、勝浦郡勝占村会議長井上万吉が徳島県知事桜井勉に宛てて提出したものである。ここでも「物産ハ總テ徳島ニ出ス」状況で「毫モ小松島ニ入ルモノ」がなく、「蓋シ交通ノ便利ナク商業ノ実益ナキ結果ニシテ一郡ノ関係極メテ尠ナキ」ものであると主張している。



郡役所位置ノ件ニ付建議（美馬家文書）

「物産ハ總テ徳島ニ出ス」状況で「毫モ小松島ニ入ルモノ」がなく、「蓋シ交通ノ便利ナク商業ノ実益ナキ結果ニシテ一郡ノ関係極メテ尠ナキ」ものであると主張している。

瀬津村は勝浦川上流の山間部にあたり、その勝浦川が物資輸送の動脈にもなっていたことから、勝浦川沿いの本庄村に郡役所が設けられることが理にかなっていたのであろう。しかし、こうした建議は受け入れられることなく、前述のとおり小松島に郡役所が設置されるのである。その後、阿波国共同汽船が鉄道を小松島港まで敷設し、海運面で四国の玄関口として大きく飛躍することになるのは周知のとおりである。



勝浦郡役所正面

ここでは、町村制施行にあたり、郡役所をどこに置くかという建議が村方より出されていたことを紹介しておきたい。なお、美馬家文書については、平成23年度に文書館の逸品展「山の庄屋さん—美馬家文書の世界—」でその一端を紹介している。

（館長）

■令和3年度歴史講演会概要

江戸時代の人々の暮らしと感染症

鈴木 則子

ここにあげたのは、かつてコレラが流行した際に発行された浮世絵である。「神い
さめ都の賑にぎわい」は、安政6年（1859）夏の流行時に疫病退散を願って京都で行われ
た「御千度」という氏神参詣の賑わいを描く。



浮世絵「神いさめ都の賑」

絵に付された詞書きは、御千度に熱狂する人々が発散するエネルギーを「実にい
さましき」「最早かかる勢いにては、病神とやらもどこへやら、中々居るべき所もな
く覚ゆ」と表現する。「かかる奇特にや、病沙汰は失てけり」と、疫病神が人々の猛
烈なパワーにけおされて退散し、ついにコレラが終息したという疫病観が示されて
いる。

いっぽう「コロリ病防禦図」は、明治10年（1877）の流行にあたって大阪で展
開された、石炭酸や硫黄を使った近代的コレラ対策が、コレラ鬼達を撃退する様を
描く。よく見ると、この絵も右上部分に「御千度」と書かれた提灯と、神主の姿を
描き込む。ただし、こちらは御千度を近代的衛生対策を妨げる旧弊な行為の代表と
して、批判的に描いている。

二点の浮世絵の「御千度」に対する評価の違いは、江戸時代から明治以降への疫病認識の変化を反映する。

なぜ江戸時代の人びとは疫病下に集まって、賑々しく祭礼を行ったのだろうか。「コレラ祭り」とも呼ばれたコレラ流行時の祭礼は、全国的に展開された。コレラ祭りは効果的な医学的対処法がない混乱の中で生じた大衆の熱狂的神仏依



浮世絵「コレラ病防禦図」

存の結果、と歴史研究の中で評価されてきた。また、祭礼は疫病神へのもてなしであり、疫病神に機嫌良く町や村から出て行ってもらうためのもの、という民俗学の解釈もある。

だが、私の専門領域である医療史・生活史研究の視点からは、コレラ祭りの背景に、現代とは異なる江戸時代の「気」に基づく疾病観・身体観があったことがみえてくる。江戸時代は庶民レベルにまで医者による医療が普及する時代であり、この時代の医学は疫病を「疫気」「厲気」と呼ばれる病気を引き起こす悪い「気」の巡り合わせによると説明した。また、病や様々な心身の不調の原因は、主として「気」が消耗して「虚」の状態になることと、「気」の滞り（鬱滞）に求められた。

「気」という観点からは、「人氣」と呼ばれる人々の「気」が疫病禍で暗く「陰気」に陥った状態、すなわち集団的に「気」が衰えている社会は、疫気の侵攻に対して脆弱である。したがって、共同体の「気」の状態を祭礼によって回復し、かつ高揚させて「陽気」に転じることは、江戸時代の医学からみれば感染症対策としては合理的なものであった。

賑やかな祝祭空間を創出して「人氣」の力で疫病を退散させるという発想を、徹底的に批判・否定したのが明治の衛生行政だった。「コレラ病防禦図」は、そのことをよく示す。病死人を運ぶ人々を高圧的に制止する警察官、石炭酸や硫黄でもって異形のコレラ鬼たちを攻撃する「防禦隊」の人々は、散切り頭に洋服である。彼らは御千度や御符に依存するちょんまげに和装の人々を「頑固な奴」と批判する。

明治10年のコレラ流行は明治12年にかけて続き、日本各地で本図が描いたような地域住民と衛生行政との軋轢が展開された。それは御千度などの江戸時代の疫病対応法とともに、「気」の身体観も一緒に駆逐されていく過程でもあった。

(奈良女子大学教授)

■企画展より1 忘れられた小松新田高燈籠

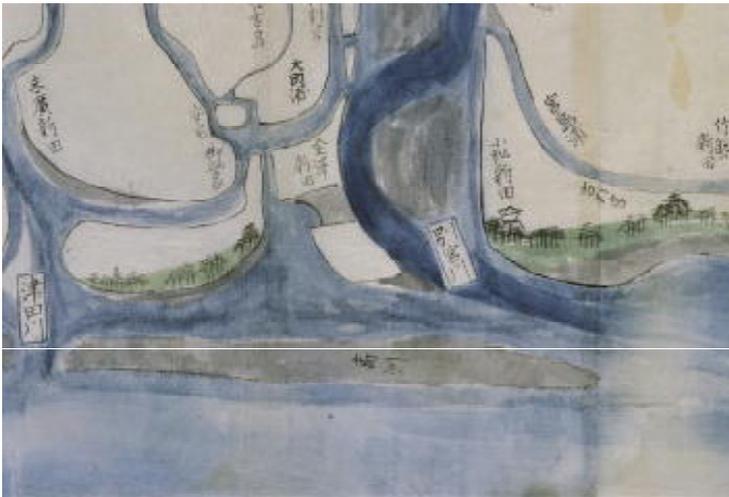
板東 英雄

燈籠は船舶の港への出入りの目印となるなど運航上、非常に重要な役割を果たしている。今日、大鳴門橋・明石海峡大橋を渡る神戸・鳴門ルートの開通により徳島と京阪神・本州との連絡は、バスやトラックなどの陸上輸送へと大きく替わってきた。神戸・鳴門ルート開通以前の徳島と京阪神間の連絡は、海上輸送が中心であった。京阪神から徳島港へ入港する船は、徳島港から7.5kmほど沖合のお亀の磯あたりで急に進路を西に取り減速し、徳島港を目指した。この進路を変えるお亀の磯あたりからは、眉山山麓の徳島がよく見えた。その麓の金刀比羅神社から東へ約3km、新町川河口の南岸にある津田港は、藩政時代、徳島城下への入り口として重要な港であった。この金刀比羅神社にある石灯籠は、津田港への目印として重要な役割を担っていたと言われている。「猷燈・御国産藍玉大阪積」と刻銘のある高さ10mを超える石灯籠は、文政13年(1830)、大坂藍積商人が航海の安全を祈願し寄進したとされ、現在、徳島市の文化財に指定されている。



金刀比羅神社(徳島市)の燈籠

一方、江戸後期には、別宮川(吉野川)北岸の小松新田にも航路の目印となる高燈籠があった。この高燈籠は安政4年(1857)2月に修正された「川筋海路絵図面」(カ700



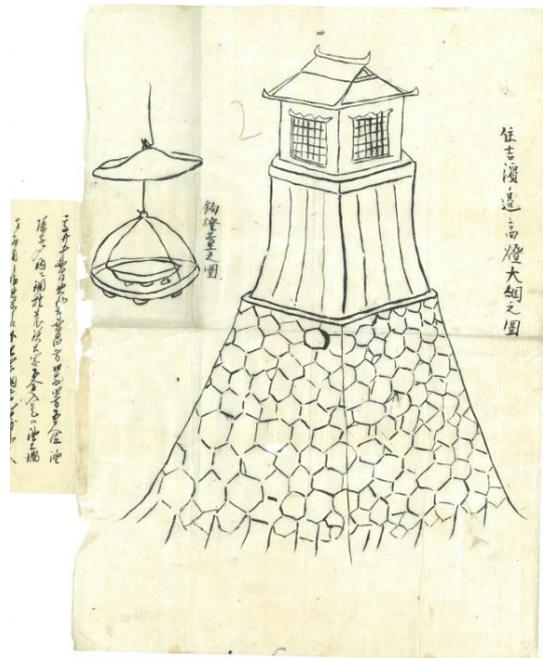
安政4年2月「川筋海路絵図面」(カ700168)

168)にも記されており、川筋・海路の目印として重要な建造物であったと思われる。小松高燈籠は「小松新田燈明臺之由来」(『阿波藩民政史料』)によると、天保3年(1832)大岡新川の掘り抜きが完成し、参勤交代の航路が津田口から小松新田口へと変更されたことにより、また別宮川(吉野川)へ出入する御座船や商船の利

便性を図るために、別宮川河口の小松新田の先端(新田地主荒井幸次郎の敷地)に築かれたとされる。この高燈籠は「基礎は木製なれと枳組にて五間四方に跨り、高さは凡五丈(約15m)にして並松より二丈余りも抜き出て」(『阿波藩民政史料』)と群を抜く大きさであった。同12年(1841)には徳島藩の管理下に変更している。

今日この高燈籠はなく、関係史料も乏しいためその実態は解らない。しかし住吉村の与頭庄屋山田家には大坂住吉浜の高燈籠(ヤマ201504)や、安治川の高燈籠(ヤマ201505)を調べた文書が残っており、これらの文書(調査報告書)から当時の姿を推測することができる。

大坂の名所・旧跡を記した『浪速百景』に紹介された大坂住吉浜の高燈籠は、文書によると「高サ十式間(約23m)」、火をともし火袋の大きさ「式間四方(約3.9m)」、吊り下げられた鉄製の「燈台」のなかに油を入れ、夜になると燈籠の番人が点火する。高燈籠の運営は、運上金を納めた管理者(番人)に委ねられ、番人は灯籠の下で生活し、燈明餞(十二銅)を貰い受け、



住吉浜辺高燈籠の図(ヤマ201504)

「少々飴菓子之類」の小商いを行い生計を立てている。さらに灯明油の消費量を窺うなど、燈籠の運営・維持管理の仕方を詳細に報告している。

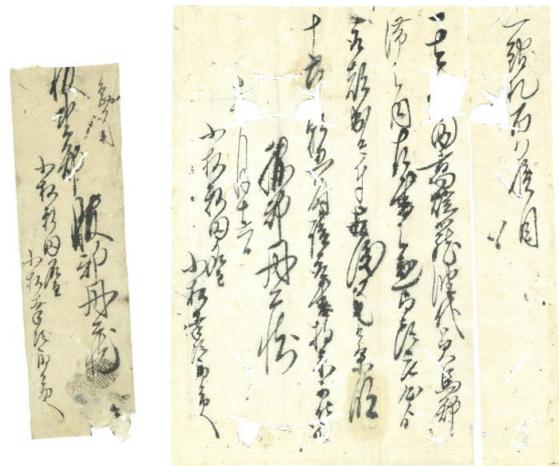
また天保年間に、天保山に築かれた安治川川口の燈籠についても調査している。



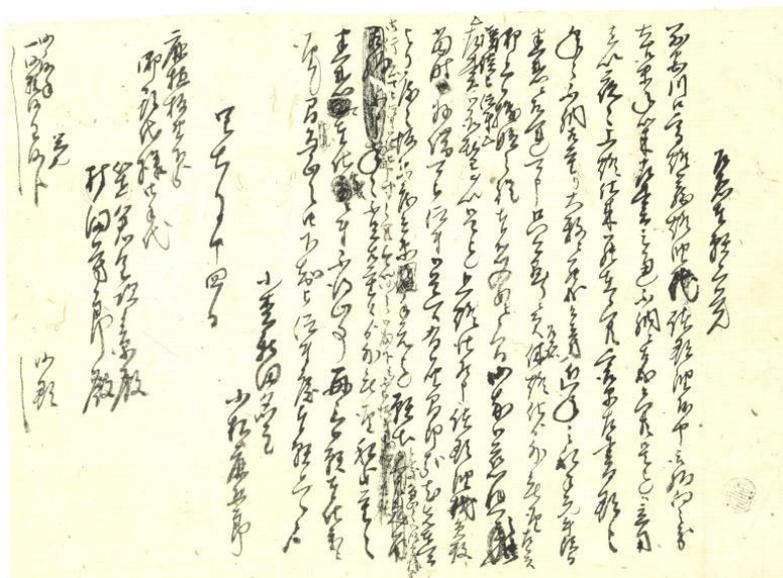
小松新田高燈籠(カマ01946)

この安治川川口に築かれた燈籠は「高サ八間位、火袋壹間半位」の大きさで、「住吉方ハ燈心丈夫ニ入置候事故、火勢宜敷五合位之入目ニ候得ハ住吉方割合少仕方宜敷様相見申」と住吉の高燈籠より小さいが丈夫で、燈籠としての性能は良いと記されている。またその灯りは「北ハ尼ヶ崎、南ハ岸和田」まで届くと報告されている。

これらの調査に基づき建設されたと思われる小松新田高燈籠については、史料もなく詳しい事柄はわからない。しかし残された絵図などから、これら高燈籠を手本として建設されたと思われる（か701946）。高燈籠の油代・造用費などの経費については、高燈籠がある小松新田から遠く離れた美馬郡半田村の多兵衛たちが、与頭庄屋曾我部宗兵衛に納めていることから、高燈籠の維持は吉野川筋の村人から集められ与頭庄屋がまとめて納めていたと思われる（材700122）。また弘化3年（1846）12月の「御高燈籠御繕諸御入目帳」には燈籠の修繕費として、大工、左官、人足などの手間賃と材料費合わせて474分1厘を支払ったと記され、村により維持管理が行われている（か402439）。さらに年代は不詳であるが郡代服部丹藏から小松新田名主小松幸次郎に出された書状（ハ202549）には、高燈籠がある小松新田から遠く離れた美馬郡内で滞納していた油代を、与頭庄屋がとりまとめ持参したことが記され、油代を郡代所まで取りに来るよう伝えられている。さらに（安政元年）閏7月14日付けの「乍恐奉願上覚」（ハ200124）には高燈籠油代は諸郡の油屋がまとめ、小松新田名主小松麻五郎まで届けるとなっているが、近年、油代が集まらずこのままでは「休燈」しなければならないとし、早急に救済・対策を講じて欲しいと郡代手代に願い出ている。



郡代服部丹藏からの書状（ハ202549）



乍恐奉願上覚（ハ200124）

これらことから高燈籠の維持管理は藩側と村落が一体となり運営していたことがわかる。なお、燈籠の管理は「同所に永住する金子伝蔵に点燈役」を命じ、市郷の豪商や別宮川沿岸の船持などの寄進や課税により行なったとされる（『阿波藩民政史料』）。

その後、この高燈籠がある別宮川河口沖に「一文字洲」ができ、水の流れが大きく変わり、船の運航にも支障を来すこととなった。そのため水路を直線に変更しようと嘉永3年（1850）より燈明台周辺に勿越堤と南（沖洲側）から張り出した高洲を、幅百八十間、長さ十町余りを浚渫する工事が行われた。この工事には名東・名西・板野・阿波・美馬・三好の各村々から人夫が集められ作業が開始された。しかし同年夏の暴風雨により工事は一時中止となり、更に安政4年（1857）の大地震後、水路の北流はさらに烈しくなり、航路の利便性は徐々に失われていた。それでも文久2年頃までは「折々点火」していたが、徐々にされなくなり、さらに高燈籠の毀損も進み、明治6年(1873)には廃止に至ったとされる。ただし、燈籠はなくなるがその跡地は、



専用漁業漁場図 (『川内村史』)

明治35年(1902)の漁業組合設立時に確定された専用漁業漁場図の中で「点ノ位置 甲 板野郡川内村大字小松新田村旧燈籠ノ下堤下」「同(起点)丙 板野郡川内村大字小松新田堤防南角(旧燈籠下)」と漁場確定の重要な起点と記されている。

なお、その後、高燈籠のあった燈台洲一帯は明治44年に着工した別宮川(吉野川)第一期改修工事修により河床となり跡形もなく消えてしまった。今日、当時の姿を見ることはできない。



吉野川河口の図『吉野川百年史』より

参考文献：『川内村史』、『吉野川百年史』、『阿波藩民政資料』、徳島県の地名『日本歴史地名大系57』
(主任専門員)

■企画展から2 痢疾流行下における医師の行動

—村役人の記録から—

西本 沙知子

江戸時代、感染症流行下において医師はどのように活動していたのだろうか。東端山（現・つぎ町貞光）の村役人武田氏が作成したと思われる史料「痢疾病者共為御手当御医師様御出御逗留中諸控」（タタ00090）から、医師の行動を紹介したい。医師たちは武田氏の私宅を活動の拠点としていた。そのため、武田氏は彼らの行動を知り記録できたのだろう。

寛政10（1798）年5月以来、阿波国内で痢疾^{りしつ}（注）が流行しており、東端山でも感染が広がった。この状況を知った徳島藩は端山へ医師を派遣することにした。武田氏は7月14日昼過ぎ東端山に大北郡奉行前野延左衛門から医師が痢疾流行へのお手当のため派遣される旨の手紙を受け取る。その日の申下刻（午後4時頃）早速医師2人が到着した。派遣された医師は、藩医斎藤通玄の孫禮亮（後の2代通玄）とその弟子岡本周治である。

ここで、7月中の禮亮の行動をたどってみよう。

東端山に到着した翌日、さっそく同山毛加名^{みょう}（集落）の者から治療の願い出があり即日向かっている。16日、西端山の名へ往診。18日に東端山の川見名へ向かうと、40～50もの人が治療を願い出たという。この川見名と三木柝名では、15日に医師到着を知らされた際には他から治療を受けているため医師の派遣は断っていた。しかし18日朝に治療を願い出ており、短期間で感染状況の悪化がうかがえる。翌19日には西端山を回り、20日は東端山の捨子名^{すつこ}の患者を診てから貞光へ、21日は西端山の吉良名、22日は同山の他の名へ行き武田宅へ帰宅。23日と26日には再び西端山へ出向き、27日になってやっと武田宅で「休足」することができた。禮亮は連日の往診の疲れがでたのか、翌28・29日には「少々御勝れ成られず」と体調を崩しており、8月に入っても3日から9日まで「不快」であった。

8月も禮亮と周治は日々各地を回っていたが、27日に医師岡拜庵と安田秀齋の2人が増員された。拜庵の詳細は不明だが、藩医の家系である岡家の者だろうか。秀齋は藩医安田省庵の養子であり、この後京都へ修行に出るが若くして亡くなる。この



「痢疾病者共為御手当御医師様御出御逗留中諸控」表紙（タタ00090）

時は藩医への修行中の若手である。記載によれば秀齋は西端山を受け持ち、それ以外の3人は東端山を受け持ったようである。

9月4日、医師間の相談によりわずか7日間で拝庵は徳島へ帰ることになった。つづいて10日、西端山を担当していた秀齋が「病人大様御片付に付、少々残りは禮亮様へ御附属」と、病人の治療をおおかたし終えたので禮亮に任せて徳島へ帰ることを告げ、翌11日に14日間の滞在で西端山を発った。後を任された禮亮は19日から25日の6日間、西端山に逗留している。その後は禮亮・周治とも引き揚げるまで武田宅で逗留している。拝庵が早めに帰ったことと、9月に入って他名への往診は少なく、武田宅で逗留する日が増えたことから、9月には痢疾の流行がおさまりつつあったのだろう。10月5日、端山での感染状況が落ち着いたので禮亮と周治は東端山を発ち徳島へと帰った。



1丁目表	
一、当夏以来、村々痢疾	
流行ニ当山之儀も同断	
流行ニ付、端山為御手当御医師	
齋藤禮亮様	并御弟師岡本周治様 被為遣御趣、
前野延左衛門様方御先状十四日	(注 大北郡奉行)
昼相達、用意等いたし候処、同十四日	
申下刻、右御医師様私宅へ	
御着、同夜御止宿	
一、同十五日、毛加名次郎・□□□□助	
方方御療治願出、同日毛加名	
御師弟共御出	
一、御手当之儀、端山痢疾流	
行ニ付被為遣趣、御先状□付	
右御状ハ早速西端へ相送□	
一、同十六日、毛加名病人御見舞	
被遣候	
一、同十五日、川見・三木柅之方申達	

この史料は逗留先の村役人の目で見たと出張医師らの行動記録であり、具体的な治療方法などは記されていない。しかし、医師の日々の往診先が詳細に記されており、若手の医師たちが、約3ヶ月間患者のために山中を奔走していたことがわかる。

(注) 痢疾(痢病)とは激しい腹痛や下痢を伴う病気のこと。江戸時代では赤痢のことを指していた(『日本疾病史』)。しかし、当時は現在のように病気を識別することはできなかったため、今回紹介する史料にある「痢疾」が、赤痢かどうかは断定できない。

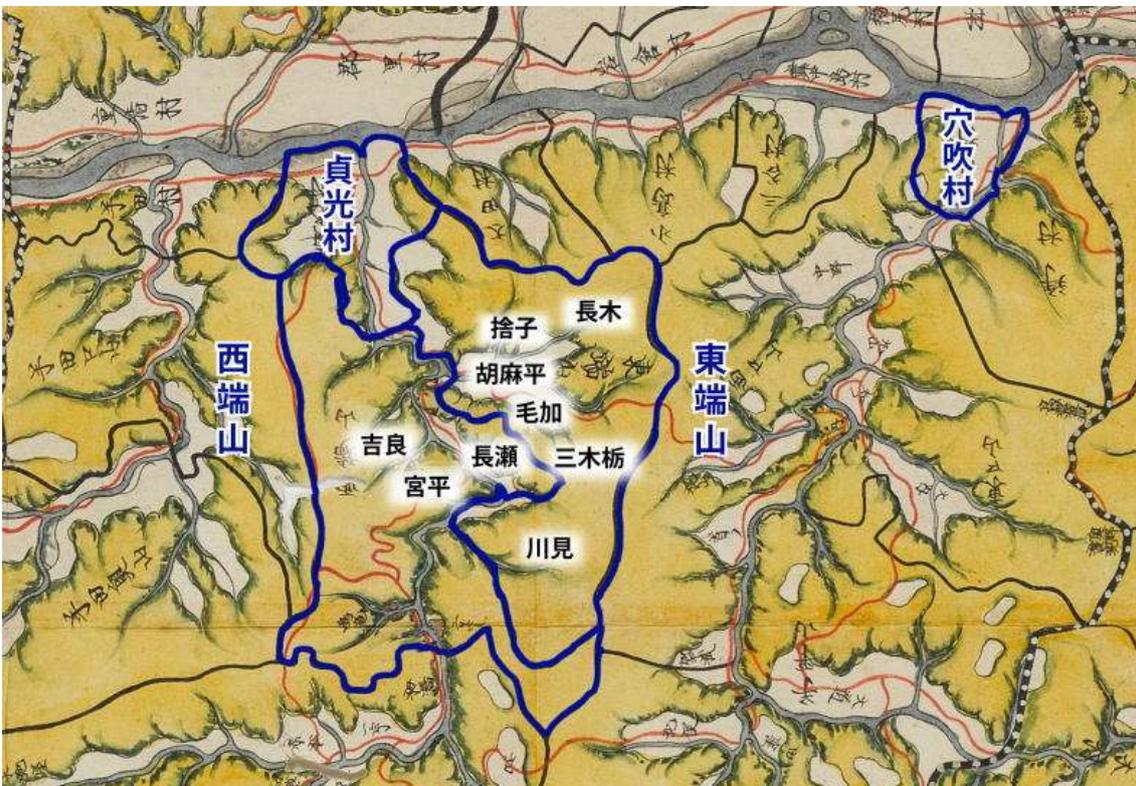
(文化推進員)

寛政10年7～10月の医師たちの行動

月	日	
7	14	医師齋藤禮亮と弟子岡本周治、東端山の武田宅へ到着。
	15	東端山の毛加名へ往診。
	16	西端山の名へ往診。
		毛加名の病人へ見舞いを遣わす。
	18	東端山の川見名へ往診。40～50人より治療の願い出あり。
	19	西端山の長瀬名・宮平名へ往診。夜、武田宅へ戻る(以後、帰宅と表記)。
	20	禮亮、東端山の捨子名の患者を診察。それより貞光の岡名へ往診。
	21	禮亮、西端山の吉良名へ往診。
		周治、川見名へ往診。翌日、帰宅。
	22	禮亮、西端山の名へ往診。夜、帰宅。
	23	禮亮、西端山へ往診。
		周治、穴吹山の支納名へ往診。
	25	周治、休息。
	26	禮亮、往診?(行き先不明)
周治、毛加名へ往診。		
27	禮亮・周治、武田宅にて休息。	
28・29	禮亮、体調不良により休息。	
29	周治、東端山の胡麻平名へ往診。	
8	1・2	禮亮・周治、休息。
	3	周治、川見名にて一泊。翌日吉良名へ往診。
	3～9	禮亮、体調不良により休息。
		4日、東福寺(現・つるぎ町貞光木屋)より見舞いの品を受ける。
	4～7	周治、吉良名に逗留。
	10	禮亮、東端山の長木名へ往診力。その後、貞光へ往診。翌日帰宅。
	12	禮亮、休息。
	13	禮亮、毛加名へ往診。
	14	禮亮、休息。
	15	禮亮、貞光へ往診。翌日帰宅。
	17	禮亮、捨子名へ往診。
18	禮亮、毛加名へ往診。	
19～□	禮亮、逗留(武田宅力)。	

月	日	
8	27	医師岡拝庵・安田秀斎、増援として東端山へ到着。 周治、帰宅（出先不明）。以後9月□日まで逗留。この間やや体調不良。
	28	秀斎、西端山の診療担当となったため西端山へ。以後、同山に逗留。
	29	禮亮、貞光へ往診。翌日帰宅。
9	1~5	禮亮、武田宅に逗留。
	4	秀斎、拝庵の帰還について相談のため武田宅へ。のち西端山へ戻る。 拝庵、医師間での相談の結果、帰還することになり東端山を発つ。
	5~19	禮亮、武田宅に逗留。 10日、秀斎、禮亮へ帰還することを告げる。翌日、西端山より徳島へ帰る。
	12~□	周治、武田宅に逗留。
	19~25	禮亮、西端山に逗留。
	25~5	禮亮、武田宅に逗留
	10	5

※「痢疾病者共為御手当御医師様御出御逗留中諸控」を元に作成。解読できない部分もあり、概略をまとめた。表中の□は虫損、もしくは判読できなかった文字。



「端山周辺」：知ケ00436「阿波国絵図・分間図」を加工して作成。図中の村・名は、筆者が判読できた範囲ではあるが、医師たちの往診先のおおよその位置を示した。

■企画展から3 伝染病法令の整備と防疫

仁木島 昭

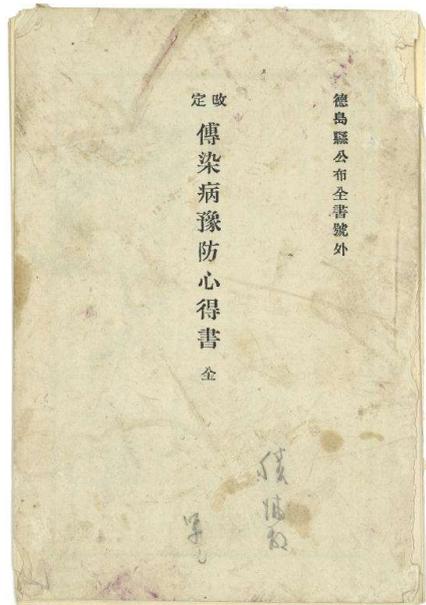
伝染病予防規則（政府）から伝染病予防心得書（徳島県）へ

1880（明治13）年7月、明治政府は中央衛生会に諮って全24ヶ条の『伝染病予防規則』を制定公布し、全文にわたって、コレラ・腸チフス・赤痢・ジフテリア・発疹チフス・痘瘡の伝染病について、医師の届け出、避病院の設置、患者の収容、患家の標示に関して規定を設けるとともに伝染病ごとに排泄物などの焼却埋却、未消毒の衣服・器具などの使用販売の禁止、河流水道、厠（かわや）、芥溜（ごみだめ）下水などの掃除清潔、船舶の検査、検疫委員の設置などについて指示を出した。さらに、この法令の付属法規として、同年9月に『伝染病予防心得』を定めたが、徳島県はこれを分かりやすく小冊子『伝染病予防心得書』にして広く配布し、予防知識の普及に努めた。この心得書は、防疫や伝染病罹患者対応での実質的なマニュアルとなったもので、保健所が存在しないこの時代、その代わりに担った警察官吏が、市町村の衛生主務吏員と医師との調整に重要な役割を果たしていたことが分かる。

こうして、従来コレラにのみ施行されていた防疫体制が赤痢や腸チフスなどの伝染病にも適用されることになり、明治13年をもって感染症に対する一応の総合的予防体制が法制面では成立することになった。現在からみれば、不備な点が多く伝染病撲滅には程遠いが、伝染媒介経路も病原菌すらも発見されていない当時においては、手さぐりながらも予防に万全を期したものであった。

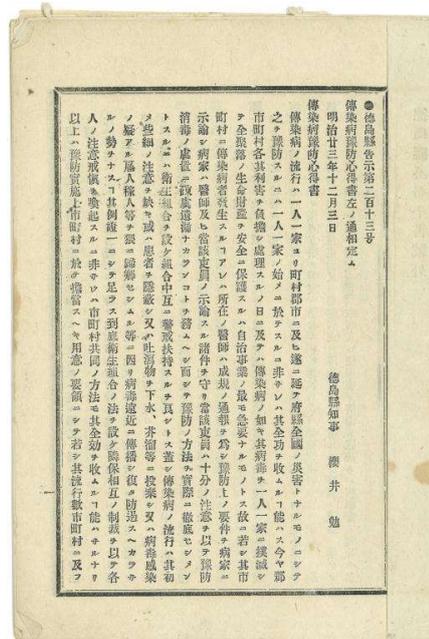
伝染病予防心得書(徳島県)の改正と市町村での伝染病予防日誌作成

1880年の伝染病予防規則と伝染病予防心得を実施してみると次第に内容の不備が明らかになったので、県は10年後の1890（明治23）年10月に『改正伝染病予防心得書』を県内市町村及び保健衛生施設に広く配布した。この中で徳島県知事櫻井勉は、市制・町村制の趣旨である自治的精神を強くうたい、緒言で伝染病予防は市町村の負担する事務と記し、衛生組合を設け互いに警戒、隣保相互の制裁をもって一人一家の注意戒慎を喚起して防疫に当たるよう指示した。これを受け、医師・郡市役所・町村役場・警察署に対して伝染病予防が一層行き届くよう取り計らえと訓令している。こうした法令順守の証として町村役場で記録されたのが『伝染病予防日誌』である。『伝染病予防日誌』は町村役場などの衛生主務



改訂伝染病予防心得書（美馬家文書）

吏員によって記録された予防及び伝染病罹患者対応の日誌であり、『伝染病予防心得書』に沿って厳格に運用され、日常的に起こる罹患者への対応が細かく記録されている。



伝染病予防細則の制定と避病院の設置

その後、1894（明治27）年には徳島県により『伝染病予防細則』が定められた。この細則で伝染病患者の避病院隔離をほぼ強制したので、県は町村に対し避病院の設置を促すことになった。

伝染病予防法の制定

1897（明治30）年4月、政府は『伝染病予防法』を制定して、総合的な予防法規を17年ぶりに全面的に改めた。この法律によって避病院は伝染病院と位置づけられて市町村での設置が義務化されることになった。その後、この法律は、1999（平成11）年まで百年余り運用され、新たな『感染症予防法』の施行に伴い廃止となる。

改訂伝染病予防心得書 冒頭部分

民間防疫の実態

政府による総合的な予防法規が改められた明治末期になっても、県民の大方は日頃防疫に関する布告をかえりみず不衛生な生活に慣れて病毒の温床となるにまかせ、運悪く罹患したと思うものが多かったようである。感染者は近隣に忌み嫌われるのを恐れ、いかめしい警官から消毒隔離を厳命されことを嫌い、神仏の祈禱や売薬による手治療に懸命となり、病を発見した医者には届け出をしないように懇願する。医者の中には患家やその周辺の人々に不評をかうのを恐れてこれに協力するものも少なくなかった。

市町村当局や警察はこれを阻止しようとして更に威圧的にこの隠蔽を探り出そうとし、民衆は罪人扱いされるのを恐れて隠蔽を貫こうとする。一部の医者は不承不承これを見逃す。この様な三つ巴の悪循環が、明治期の民間防疫に効果を上げられない最大の原因であったといわれている。

明治期末から大正期にかけて使われた「腸胃熱（俗に徳島熱と言われた）」の病名もこのような状況から生まれたものと考えられ、軽症の腸チフスや赤痢など腸管感染症を意識的に一緒くたに腸胃熱と診断して患家を安心させ、開業医が医業を安定させたことが『徳島県医師会誌』に調査記録として記載されている。（文化推進員）

徳島県の明治・大正期における各種伝染病患者・死者届出表

感染者100人以上 死亡100人以上

年次	コレラ		赤痢		腸チフス		パラチフス		発疹チフス		痘瘡		計		主な州県事
	感染	死亡	感染	死亡	感染	死亡	感染	死亡	感染	死亡	感染	死亡	感染	死亡	
明治13年	10	4	233	78	71	30					393	119	707	231	徳島府予防医局公布
14年	81	57	499	154	98	31					144	33	822	275	徳島府予防心書
15年	244	172	147	55	77	29					2		470	296	
16年	8	3	581	213	131	37					7		725	253	
18年	5	3	5,099	1,847	139	42							5,243	1,892	
19年	75	49	15,272	2,978	542	70			2	2	21	5	15,912	3,104	
20年	952	642	2,700	596	1,010	181			597	60	760	141	8,079	1,820	東京無慮台発足
21年	27	18	1,381	346	835	128			399	68	301	62	2,723	622	大浜水・高瀬
22年	8	4	1,027	336	530	97			485	83	7	0	2,035	500	大浜水
23年	1	0	703	229	945	222			27	6			1,876	457	東正伝染病予防心書
24年	647	504	235	72	694	142			3	1			1,579	719	大浜水
25年	37	29	163	60	771	146			9	3	3	0	983	238	大浜水・高瀬
26年	8	5	230	92	263	77			8	3	70	10	579	187	
27年	7	4	3,704	995	394	71			27	0	1,175	245	5,307	1,315	日原町中、伝染病予防医局
28年	7	6	15,043	4,220	485	84			1	1	20	3	15,556	4,314	# 遊楽館の設置
29年	448	321	1,421	464	875	72			14	3	2	0	2,580	860	
30年	21	11	1,433	501	1,062	123			2	0	278	74	2,796	709	伝染病予防医局
31年	7	6	864	276	149	43					2,247	573	3,267	898	
32年	7	8	1,501	465	115	22					3	0	1,828	495	
33年	12	8	539	152	81	16			3	0	3	0	618	176	
34年	3	2	517	162	81	16					1	0	582	180	
35年	1	0	283	81	23	9					1	0	308	90	
36年	88	89	834	164	19	6							741	239	
37年			224	70	18	9							240	79	日原町中
38年			832	185	31	9					3	1	886	195	#
39年			291	91	18	9					2	0	311	100	吉野川大改修工事
40年			280	66	32	2					1	0	293	88	(～昭和2年竣工)
41年			292	84	8	4					4	0	304	88	
42年	12	8	1,870	435	6	0					733	166	2,421	609	合風大災害
43年			3,823	1,004	26	6							3,949	1,010	
44年	89	43	8,920	1,338	9	4							8,998	1,385	合風(土佐前)
45年			4,028	963	13	5	8	3					4,047	971	
大正元年	8	6	2,111	536	8	0	17	3					2,144	545	
2年			1,042	200	26	6	21	1					1,089	207	
3年			1,833	364	27	7	21	1					1,881	372	
4年			892	174	30	6	10	2					932	182	
5年	199	115	829	130	53	16	17	6					798	287	
6年	4	1	619	138	49	11	29	6			126	12	827	168	
7年			457	114	133	23	124	13			41	5	755	155	合風大災害
8年	12	8	361	80	380	65	86	9			287	53	1,126	215	
9年	129	95	402	95	172	38	41	6			82	16	828	230	合風大災害
10年			205	58	114	78	88	20			8	4	398	180	
11年	1	1	751	232	131	42	82	8					945	283	
12年			1,407	438	191	33	78	19			73	3	1,747	493	合風大災害
13年			1,038	340	453	110	99	25					1,590	475	
14年	10	5	509	186	306	55	64	7					889	253	
15年			374	56	149	0	24	0			126	0	673	96	
昭和元年					22	0	4	2			2	0	28	2	
計	3,144	2,207	84,817	21,913	11,353	2,232	772	131	1,557	210	6,928	1,525	108,569	28,218	
死亡率(%)		0.70		0.26		0.20		0.17		0.13		0.22		0.26	

病種	コレラ	赤痢	腸チフス	パラチフス	発疹チフス	痘瘡	計
感染者	3,144	84,817	11,353	772	1,557	6,928	108,569
比率(%)	2.9%	78.1%	10.5%	0.7%	1.4%	6.4%	100%

病種	コレラ	赤痢	腸チフス	パラチフス	発疹チフス	痘瘡	計
死者	2,207	21,913	2,232	131	210	1,525	28,218
比率(%)	7.8%	77.7%	7.9%	0.5%	0.7%	5.4%	100%

※徳島県医師会編『徳島県医師会史』(1976)を引用して作成

■公開史料紹介

山田家文書・高橋家文書・金塚(森)家文書・岸家文書 徳野 隆

令和3年度、徳島県立文書館は4家の文書群を公開した。利用していただく際の手引きとして、各文書群の概要を説明させていただきたい。

山田家文書

江戸時代板野郡住吉村(現・藍住町)に居住し、住吉組12ヶ村(現藍住町・徳島市の一部)の組頭庄屋を務めた山田家に残されていた文書群。組頭庄屋は10ヶ村程度の村々を統括し、郡方の指揮のもとで地域の自治にあたっていたが、山田家文書を一見しただけでも、組下の村々への藩の通達の伝達、自然災害や大規模な普請、村を越えた訴訟への対応、幕府巡見使・煎海鼠方公儀役人や秤座秤改などの応接、各種の調査など組頭庄屋の職務が極めて広範囲にわたっていたことがわかる。

このように行政の最前線に立つ組頭庄屋たちに藩は各種の諮問を行い、その「存寄」を藩政に生かそうとしていた。その好例を示すのが文政13(天保元・1830)年の「海部郡中異国船漂着ニ付被召使仕候船加子諸人夫御国中融通一卷・板野郡控」である。この前年の12月、海部郡牟岐の沖合に一艘の異国船が碇を下ろし、徳島藩は幕府の異国船打払令に則ってこれに威嚇砲撃を加えて退散させるという事件が起こった。このときに阿波国内10郡に「異国船御手当御用」の人夫動員を命ずるなど、一種の総動員態勢がしかれ、多額の経費が発生していた。藩は山田家など各郡の代表的な組頭庄屋に対して異国船対策費の各郡の分担比率を相談させているが、これはそのときの一件史料である。それぞれの郡の利益を代表する組頭庄屋たちは容易に主張を曲げず、協議が難航を極めた様子がそこには活写されている。

住吉組は毎年のように洪水を起こす大河川吉野川(現旧吉野川)の下流域にあつたため、山田家は水害への対応や堤防の普及事業などに常に頭を痛めていた。そのこともあって、住吉組という地域を越えた鮎喰川などを含む吉野川水系全体の治水に関わる文書や絵図が多数残されている。その一例が文政7(1824)年に藩に一度提出し、天保12(1841)年に再提出された「芳野川御普請愚考書」である。それは蛇行分流を繰り返す阿波郡西林村(現阿波市)の岩津口以東の吉野川を海まで東に直流させることにより、洪水の防止と干上がった旧河道の耕地化を図るという大胆なものであった。当時の土木技術



「芳野川御普請愚考書」(山田家文書)

でどこまで可能なのか疑問の残るところであるが、明治末期に本格着手された吉野川改修工事の先駆けとなる提案と言える。

金塚（森）家文書

金塚氏が収集したコレクション文書で、内容は近世初頭から板野郡別宮浦（現徳島市）の政所・組頭庄屋・庄屋を務めていた森家の文書群。森家は初代当左衛門が蜂須賀家政の阿波入国時に別宮川口の水先案内を務めており、歴代藩主からの書状写しなど同家の勲功に関する史料が残されている。また、検地・棟付・宗門人別改・年貢徴収御林関係など庄屋としての基本文書の外、藩の水主役・廻船・漁業・分一所関係など別宮浦という地域の特性を示す文書が多数残されている。

江戸時代中期以降徳島藩最大の国産品であった阿波藍であるが、その発展期である寛文8（1668）年に森家は「存付申上ル覚」という建白書を藩に提出している。そこには質素儉約・博奕や富籤の禁止・松樹の植林などとともに、染料である薬を藍玉に搗固めるときに焼け（変質）防止と染色を良くするために砂を混入することを許可するように藩に建言している。阿波藍史研究上の重要史料としてよく知られている文書である。



「存付申上ル覚」
(金塚（森）家文書)

高橋家文書

名西郡高原村（現石井町）の藍商高橋家に残されていた文書群。江戸時代中期以降、吉野川中下流域に展開していた藍商は、原料である葉藍の集荷、それと表裏一体をなす干鰯などの肥料の販売、染料である薬・藍玉の製造と販売、そして地主経営など多面的な側面を有し、明治後期以降の阿波藍衰退後は多くが養蚕業へと転身している。高橋家はその典型例を示しており、経営関係の各種帳簿類が多数残されている。研究者の注目を集めてきた文書群である。

岸家文書

名西郡神領村（現神山町）に居住し組頭庄屋を務めた岸家に残されていた文書群。岸家の歴代当主は江戸から明治にかけて地方行政の一線に立ち続け、幕末から明治にかけての当主である岸有熹（白堂）は徳島藩の小参事や大蔵省六等出仕、海部郡長などを歴任している。また、有熹やその父有秀（粟里）は儒学者としても知られている。今回公開した岸家文書の中には、これら岸家の人々に宛てられた柴野栗山・広瀬淡窓・篠崎小竹・前川秋香ら高名な学者たちの書簡が多数残されており、その交友の広がりうかがえる。当時の阿波の文化史を考察する上での貴重な一次史料となっている。

(主席)

令和4(2022)年度 展示案内

文書館の逸品展 町場の古写真

令和4年4月26日(火)～7月31日(日)

明治・大正期の県内町場は、現在とは大きく違う風景が広がっていました。徳島・撫養・富岡・脇町・池田などの町場を中心に風景や人々の活動についての写真を中心に展示します。

第64回企画展 学校の公文書

令和4年8月2日(火)～10月23日(日)

現在、学校の統廃合が進んでいます。文書館は学校の公文書は地域の歴史を知るための重要な資料と考え、収集・保存に当たってきました。公文書から見える県内の学校を紹介します。

文書館の逸品展 郷鉄砲の役割と生活

令和4年10月25日(火)～5年1月29日(日)

身分制度が厳しかった江戸時代、徳島の農村には、初期から半士半農といえる郷鉄砲という役が置かれていました。一宮家文書を中心に郷鉄砲の役割とその生活を紹介します。

第65回企画展 近世小松島商人の蔵書パートII

令和5年1月31日(火)～4月23日(日)

小松島の大商人であった西野家・多田家には多くの蔵書が残されていました。多種多様な資料の中から、貴重な本の数々を紹介します。

◇文書館の利用案内◇

利用方法

- 閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧表に必要事項を記入して受付に提出してください。
- 端末機の使用法や、文書館の所蔵資料等に質問がある場合は、受付にお尋ねください。
- 閲覧室の書架に配置された図書・行政資料等は、自由に閲覧できます。
- 資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。
- 複写サービスは実費をいただきます。
- 資料の一般への館外貸し出しは行っていません。

開館時間

- 午前9時30分～午後5時

休館日

- 毎週月曜日(祝日の場合翌日)
- 毎月第3木曜日
- 年末年始

※資料整理や燻蒸のため必要に応じて臨時休館することがあります。



交通のご案内

- ◇JR徳島駅から
徳島市営バス 文化の森行き直通バス利用
文化の森バス停下車
- 徳島市営バス・徳島バス利用
園瀬橋バス停下車徒歩約10分
- ◇JR文化の森駅から
徒歩約35分

文書館だより-D 第43号

令和4年3月30日発行

編集兼発行 徳島県立文書館
〒770-8070

徳島県徳島市八万町向寺山
文化の森総合公園内

TEL 088-668-3700 FAX 088-668-7199